

	項目	質問内容	回答
1	参加資格要件について	<p>2 参加資格要件（1）参加資格「イ 本業務に類した業務（地方自治体が発注をし、インフルエンサーを活用して観光情報を発信する業務を含む業務）を処理した実績を有していること。」の解釈について質問します。</p> <p>民間企業からの委託による類似業務を複数実施済みであり、今年度は地方自治体から受託した観光情報発信業務を履行中です。</p> <p>地方自治体から受託した事務が未了であり、実績として記載できるものが「民間企業からの受託による類似業務のみ」の場合でも、本参加資格における「本業務に類した業務」として実績に含めることが可能でしょうか。</p>	<p>今回の情報発信業務のプロポーザル参加資格としては、地方自治体から受託した類似業務を実施済みであることを要件としております。</p> <p>よって、民間企業さまの類似業務を受託し実施した結果のみでは、実績として報告書に記載はできません。</p>
2	成果品の範囲について	<p>仕様書の5 成果品（2）に「本業務において作成・記録した資料等 一式」と記載があるが、ここで定める提出対象資料の範囲について確認したいです。</p> <p>ファムツアー行程表および実施記録写真等を実施報告書の補足資料として提出するという理解で差支えないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。ファムツアーの行程表や実施中の記録写真、また情報発信の記録（SNS等の投稿内容、掲載内容）など、貴社が想定されているものが最低限ご提出いただきたいものに該当します。その他、業務の遂行にあたり作成した資料のうち、提供が可能なものがありましたら、あわせてご提供願います。</p>
3	ファムツアーの実施日程および情報発信の時期について	<p>ファムツアーの実施時期について、米子市が望ましい時期として想定している時期がありますか。また、9月中の公開を前提とする場合、8月以前のファムツアー実施を想定した提案が望ましい等の意向があれば教えてください。</p>	<p>記事の半数を9月中に公開することができれば、ファムツアーの実施時期については問いません。</p> <p>貴社が受注した後、仕様書に沿ったファムツアーの実施および情報発信が問題なくできるようスケジュールを組んでください。</p>
4	成果品で定める内容について	<p>仕様書5 成果品（2）に「（1）のほか、本業務において作成・記録した資料等 一式」との記載があるが、インフルエンサーがファムツアーで撮影した写真、動画もこれらに含まれるのでしょうか。</p> <p>また、含まれる場合は、2次利用に関する制限やクレジットの記載など、著作権を保護するための条件について、協議することが可能でしょうか。</p>	<p>インフルエンサーが撮影した写真や動画など、情報発信における素材は成果品として提出すべきものに含まれません。ただし、米子市から観光PR用の素材として提供が可能かどうかについて、別途協議させていただく場合がございます。</p>